

自動車税種別割のあらまし

自動車を所有している方に納めていただく税金です。

納める方法

県から送付される納税通知書によって、毎年5月末日までに納めることになっています。
(新規登録の場合は、登録するとき)

減免制度等

次のような場合には、減額や免除される場合があります。

- 一定の要件に該当する身体障害者、精神障害者又は知的障害者のために使用される場合
- 災害によって自動車に損害を受けた場合

納税証明書

自動車税種別割の納税通知書には納税証明書用紙がついていて、自動車税種別割の納付後は、これが納税証明書になります。車検のときに使用できるので大切に保管してください。

納める額

●乗用車（自家用）の例

単位：円

総排気量	税額	(令和元年10月以降の新車の場合)
660cc超 1,000cc以下	29,500	25,000
1,000cc超 1,500cc以下	34,500	30,500
1,500cc超 2,000cc以下	39,500	36,000
2,000cc超 2,500cc以下	45,000	43,500
2,500cc超 3,000cc以下	51,000	50,000
3,000cc超 3,500cc以下	58,000	57,000
3,500cc超 4,000cc以下	66,500	65,500
4,000cc超 4,500cc以下	76,500	75,500
4,500cc超 6,000cc以下	88,000	87,000
6,000cc超	111,000	110,000

グリーン化特例により、一部減額、増額される場合があります。

自動車税種別割のグリーン化特例について

グリーン化特例とは、地球温暖化・大気汚染防止の観点から、地球に優しい自動車の開発・普及を図るため、平成14年度から全国で導入されている制度です。

- ・**基準を達成した車**は、新車新規登録の翌年度の自動車税種別割が減額されます。(自動車税種別割の軽課)
- ・新車新規登録から**ガソリン車は13年、ディーゼル車は11年を経過した車**は、その翌年度から抹消登録されるまで**自動車税種別割がおおむね15%増額**されます。(自動車税種別割の重課)

※バス・トラックは10%増額

※初度登録年月(新車新規登録された年月)は車検証に記載されています。

ご自分の車がいつからグリーン化特例の対象車になるのかを御確認ください。

自動車の移転・抹消登録は確実に！



購入

他人名義の自動車を買ったときには、自分の名前に名義を変えましょう。



下取りなど

自動車を下取りに出したり、譲渡したり、解体したりしたときは、必ず移転又は抹消登録をしましょう。



廃車

自動車が使用不能になったときは、1日も早く抹消登録をしましょう。



引っ越し

住所が変わったときは、住所の変更登録をしましょう。また、同時に鹿児島地域振興局自動車税課に届出をしてください。



お気軽にお問い合わせください!!

登録についての問い合わせ先

九州運輸局

鹿児島運輸支局登録部門 — 050-5540-2089

奄美自動車検査登録事務所 — 050-5540-2090